

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

○生活保護法による介護機関の指定(四六・福祉政策課)……………	1
○基本測量終了の通知(四七・建設管理課)……………	1
○証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四八・会計管財課)……………	1
○建築基準法による道路位置の指定(四九・仙北地域振興局建設部)……………	1
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施(脳血管研究センター)……………	2
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………	2
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	2
警察本部公告	
○職員の免職処分(警務課)……………	3

## 告 示

**秋田県告示第四十六号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年一月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
大曲介護予防センター	有限会社 七二九 取締役	大仙市大曲福住町五番十八号	通所介護、介護予防通所介護	平成二十一年一月一日
デイサービスセンターあおぞら	株式会社 ハートフルケアサポート 代表取締役	大館市釈迦内字台野下二十二番地二	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十一月十五日

**秋田県告示第四十七号**  
 平成二十年秋田県告示第三百十四号の基本測量について、平成二十年十二月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。  
 平成二十一年一月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年一月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県告示第四十八号**  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項

変更後	変更前
湯沢市千石町二丁目一番十号 湯沢市千石町二丁目一番十号 社団法人日本食品衛生協会秋	湯沢市千石町二丁目一番十号

**秋田県告示第四十九号**  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年一月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指 定 年 月 日
大仙市下深井字板口端十七番地の一 秋田企画株式会社	大仙市大曲須和町一丁目百十七番二の一部、	二十九・〇〇メートル	六・〇〇メートル	平成二十一年一月二十日

代表取締役 栗津 正男

百十八番の一部

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

電子カルテシステム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録に

る。

(三) 納入期限

平成二十一年三月三十一日(火)

(四) 納入場所

秋田県立脳血管研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇一〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号

秋田県立脳血管研究センター(電話番号〇一八―八三三―〇一一五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年一月三十日(金)から同年二月六日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十一年二月十二日(木) 午後三時

秋田県立脳血管研究センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要

(五) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、二ツ井町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町切石字大倉七十七番地 石山 金由

荷上場字館の下山根六十二番地三 高橋 孝夫

小繫字神明社下五十七番地 高橋 豊彦

能代市二ツ井町麻生字下田平四十三番地 工藤堅之助

荷上場字館の下山根十八番地 高橋 勝利

麻生字下田平十七番地 工藤忠一郎

切石字大倉八十八番地二 桜田 善仁

就任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町切石字大倉七十七番地 石山 金由

切石字大倉八十八番地二 桜田 善仁

荷上場字館の下山根十八番地 高橋 勝利

小繫字神明社下五十七番地 高橋 豊彦

荷上場字館の下山根六十二番地三

麻生字下田平十一番地一 高橋 孝夫

麻生字下田平四十七番地 工藤 弘美

退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町麻生字下田平二十五番地 原田 春雄

切石字山根百十九番地 森田 茂鑑

字上野七十三番地六 菊池 利信

就任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町切石字山根百十九番地 森田 茂鑑

荷上場字館の下山根十七番地四 伊藤 誠悦

麻生字下恵戸十番地三 篠内 俊昭

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年一月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町六郷字田岡百十一番地 高橋 久男

南谷地七十七番地二 鈴木 博則

荒町三十七番地 佐々木 正

本道町六十三番地 矢川 哲雄

根子荒田七番地 高橋 智

南谷地百四十四番地 中野龍太郎

葭原二十四番地 中野 均

大町七十番地四 中嶋 慶治

警 察 本 部 公 告

二  
 仙北郡美郷町上深井字老形百五十五番地 佐藤 忠夫  
 大仙市下深井字新百年六番地二 伊藤 光雄  
 就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町六郷字南谷地七十七番地二 鈴木 博則  
 〃 〃 荒町三十七番地 佐々木 正  
 〃 〃 本道町六十三番地 矢川 哲雄  
 〃 〃 根子荒田七番地 高橋 智

〃 〃 南谷地百四十四番地 中野龍太郎  
 〃 〃 葭原二十四番地 中野 均  
 〃 〃 大町七十番地四 中嶋 慶治

〃 〃 上深井字老形百五十五番地 佐藤 忠夫  
 〃 〃 大仙市下深井字新百年六番地二 伊藤 光雄  
 〃 〃 仙北郡美郷町鐘田字上二ツ石二百二十五番地 高橋 忠美

三  
 退任理事の住所及び氏名  
 仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地 加藤 民昭  
 〃 〃 荒町三十六番地 佐々木定廣  
 〃 〃 大仙市下深井字中谷地八十二番地三 粟津 隆

四  
 就任理事の住所及び氏名  
 仙北郡美郷町六郷字田岡百二十六番地 加藤 民昭  
 〃 〃 荒町三十六番地 佐々木定廣  
 〃 〃 大仙市下深井字中谷地八十二番地三 粟津 隆

秋田県由利本荘警察署 秋田県巡査部長 和田 勝  
 地方公務員法第28条第1項第3号の規定により免職する。  
 平成21年1月21日  
 秋田県警察本部長 警視長 竹 内 浩 司

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
松原繁雄